

専門部会等の活動状況について

- 人材育成部会
- 療育部会
- 就労支援部会
- 精神障がい者地域移行支援部会
- 権利擁護部会

[1] 今年度の狙い

「長野県障がい者相談支援従事者人材ビジョン」に基づき、障がいのある方々がご本人の望む暮らしの実現に向けた相談支援の提供、また「安心して暮らせる地域づくり」を担う人材を育てることを目標にする。昨年度からの継続的な課題として、下記の項目を中心に取り組んでいく。

(1) 障害福祉計画の推進（相談支援の質の向上）

- ・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の実践促進（PDCA サイクル）
- ・基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援体制の充実
（令和6年度報酬改定をふまえた相談支援体制整備について）
- ・主任相談支援専門員の役割と各圏域の活動状況の共有

(2) 人材ビジョンの活用

- ・「長野県障がい者相談支援従事者人材ビジョン」の活用により、相談体制を更に進めていく。
- ・主任の活躍する場として、地域 OJT 活動の定着を図る。
（モニタリング検証の仕組みの構築も主任の活躍を期待する場面となる）

(3) 相談支援従事者養成研修との連携

- ・法定研修と地域の人材育成の連携について
- ・法定研修の内容及び獲得目標等の理解の再共有と連動した実習体制の構築
- ・運営委員会との方針共有

[2] 部会の開催及び取組状況

・第1回 5月8日（水）

今年度の部会の取組について、令和6年度相談支援従事者指導者養成研修の予定について、国研修の受講推薦について（方針等確認）、法定研修の内容及び獲得目標等の理解の再共有と連動した実習体制について確認

・第2回 7月9日（火）〈機能強化会議と合同・集合開催〉

相談支援従事者指導者養成研修の復命（4コース）、相談支援従事者初任者研修 各圏域の実習体制について

・第3回 9月19日（火）

第7期（第3期）障害福祉計画の進捗確認（相談支援）、体制整備の状況確認・共有
（主任相談支援専門員の活動状況を含む）

[3] 今後の予定

・第4回 12月10日（火）

相談支援従事者初任者・現任研修 各圏域の実習体制について
モニタリング検証と地域 OJT の体制整備の情報共有

・第5回 2月3日（月）

・次年度に向けて・まとめ

[4] その他

- ・ 7～9月 相談支援従事者初任研修 修了者 111人

- ・ 11月 相談支援従事者専門研修（地域移行・地域定着）
（介護支援専門員協会と合同企画）
 - A 日程（相談・介護の連携の基礎） 修了見込者 9人
 - B 日程（既存の専門コース研修） 修了見込者 10人
 - C 日程（総合コース） 修了見込者 5人
 - ※法定研修部分（B+C） 修了見込者 15人

- ・ 10～11月 相談支援従事者主任研修 修了見込者 14人

- ・ 9～12月 相談支援従事者現任研修 修了見込者 183人

- ・ 6～7月 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 基礎研修 修了者 248人

- ・ 11月 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 更新研修
 - A 日程（ホクト文化ホール） 修了者 40人
 - B 日程（浅間温泉文化センター） 修了者 66人
 - C 日程（飯島町文化館） 修了見込者 37人
 - D 日程（オンライン） 修了見込者 76人

- ・ 12～2月 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 実践研修
 - 2年間 OJT コース（12月実施） 修了見込者 173人
 - 6ヶ月 OJT コース（2月実施） 修了見込者 90人

[1] 今年度のねらい

- (1) 発達障がい児者（※診断のない場合も含む）や医療的ケア児者の協議の場である「長野県発達障がい者支援対策協議会」「長野県医療的ケア児支援連携推進会議」と連動し、関係機関との連携を図る。
- (2) 当事者・保護者が早期から身近な地域で相談等が受けられる体制の一層の充実を図るため各圏域間のネットワークづくりを行う。
- (3) 第3期障害児福祉計画の初年度であるため、成果目標や地域の取組状況の共有を行う。
- (4) 圏域療育部会への後方支援を行うため、県部会としての情報共有・情報発信をより一層行い、圏域の障がい児等に対する支援体制への協議の場との連携体制を強化する。
- (5) インクルージョンの推進を含めた切れ目のない支援に向けた地域の療育体制における課題検討を行う。

[2] 部会の開催及び取組状況

・第1回 5月24日（金）【オンライン】

本年度の活動計画及び各圏域での取組について協議を行い、取組の方向性を確認するとともに、関係機関における本年度の障がい児支援に係る取組について情報共有を実施した。

・第2回 8月21日（水）【ハイブリット】

発達障がい者支援対策協議会及び医療的ケア児等連携推進会議の内容について共有を行った。
また、地域におけるインクルージョンの推進に向けた取組及び児童発達支援センター等について情報共有・意見交換を行い、第3回の部会の開催方法等について協議を行った。

[3] 今後の予定

・第3回 11月26日（火）

テーマ「インクルージョンの推進に向けて」

関係機関を参集し、各分野における取組事例の共有等を行うことで、インクルージョン推進の重要性について理解を深めるとともに取組の向上を図る。

※行政、福祉、保育、教育分野等の関係者を参集し拡大会議として実施。

【内容】

- ①松本市インクルーシブセンターの活動について
- ②すべての子どもが持てる力を最大限に発揮し、共に学び合うインクルーシブな教育
- ③インクルーシブな社会を目指して
～県療育支援事業の取組から～
～その子らしさを大切に、みんなの“やりたい”を受け止めて、保育を創る～

・第4回 2月12日（水）

本年度のまとめ及び次年度の活動方針について

[1] 今年度の狙い

(1) 研修事業

障がい者の更なる就労促進に取り組むため、各地域の課題を抽出し、就労支援に係る支援力向上のための、人材育成に特化した研修会を開催する。

(2) 連携支援事業

長野県内の各圏域就労支援部会の活動等について情報共有を行うとともに、圏域福祉計画の進捗状況の共有を行う中で、関係者間の連携の更なる充実を図る。

(3) 人材確保、育成事業

就労支援に関わる人材確保、育成について、各圏域の現状や取組状況等を共有し、課題解決に向けた糸口を掴む。

[2] 部会の開催及び取組状況

・第1回 5月14日(火)

本年度の部会の計画について協議を行うとともに、関係機関から今年度の取組に係る情報を共有した。

・第2回 7月17日(水)

部会員の交代に伴い、本年度の部会の計画について確認を行うとともに、関係機関から今年度の取組に係る情報を共有した。就労アセスメント分科会の内容報告、就労選択支援事業モデルケース(上伊那圏域)についての情報共有を行った。

・第3回 10月9日(水)

就労支援部会研修会に向けて意見交換を実施した。

◎上半期の関連事業実績

●職場実習制度の実績

- ・短期トレーニング促進事業・・・218件(昨年度前期:249件)
- ・障がい者雇用・福祉連携強化事業・・・一般就労者10名、職場実習10名、アセス20名

[3] 今後の予定

・第4回 12月11日(水)

就労支援部会研修会

障がい者の就労支援に係る福祉人材の育成を図るため、障がい者の就労支援を支える福祉職員及び福祉現場を志す学生に向け、福祉現場における現状の課題や取組等の共有を行う。

(会場:長野大学)

・第5回 1月29日(水)

国の動向等の情報共有を実施予定

・第6回 3月5日(水)

年度総括・次年度に向けて

[4] その他

※就労アセスメント分科会

・第1回 7月17日(水)

令和7年度10月から開始される「就労選択支援」に向け、特に関わりの深い教育分野の関係者を参集し、現行されている「就労アセスメント」について、各分野における課題及び分科会設置の目的の共有等を行った。また、就労選択支援に係る国のワーキンググループにおける情報共有及び就労選択支援事業モデルケース(上伊那圏域)の状況報告を行った。

〈今後の予定〉

・第2回 令和6年12月頃

就労選択支援事業モデルケース(上伊那圏域)の結果報告及び課題共有を行う。

・第3回 令和7年1~3月頃

「就労選択支援」に向けての総評及び提案を行う。

[1] 今年度の狙い

精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築について関係者が理解を深め、情報共有を図ることにより各圏域における地域移行・地域定着体制の強化に取り組むとともに、継続して事業を取り組める体制づくりのために、各分野の取組の工夫を共有する。

[2] 部会の開催及び取組状況

- ・第1回 5月21日(火)【書面】

今年度の部会計画について共有した。

- ・第2回 9月11日(水)

今年度の県及び各圏域の取組状況について共有した。各圏域の課題等について、各分野から現状の共有および意見交換を行った。

今年度開始予定の県事業(入院者訪問支援事業、障がい者ピアサポート研修)について情報共有し、併せて懸念事項等の意見交換を行った。

[3] 今後の予定

- ・第3回 令和7年2~3月頃

今年度の各圏域の活動状況を確認・共有・評価し、来年度の取組の方向性について協議する。

[4] その他

※精神障がい者地域生活支援コーディネーター等連絡会議

- ・第1回 7月22日(月)

今年度の県の精神障がい者地域生活支援事業の内容説明を行い、各圏域における今年度の取組状況等を確認した。主にピアサポーターの活動の場、人材育成、医療機関との連携、居住支援等について課題がある圏域が多くあり、情報交換や好事例の共有等を行った。

<今後の予定>

- ・第2回 令和7年1~2月頃

内容:各圏域における今年度の活動の振り返り

1年間のまとめ及び次年度の取組の方向性を確認する。

令和6年度 長野県自立支援協議会権利擁護部会 上半期報告

[1] 今年度の狙い

障害者虐待防止及び障害者差別解消に関する各圏域の協議会活動への応援部会とする。

- (1) 報酬改定における事業所の虐待防止措置未実施の減算規定導入を念頭に、障がい者虐待案件の課題検証を実施する。
- (2) 県障がい者虐待防止研修への協力を行う。
- (3) 差別解消地域協議会等差別解消法に関わる取組状況の確認を行う。
- (4) その他、各圏域からあげられた権利擁護部会に関する課題検討

[2] 取組状況

・第1回部会 5月23日(木) Web会議

各圏域権利擁護関連部会の令和5年度活動状況の報告と本年度の県権利擁護部会の計画策定を行った。

権利擁護や差別解消に係る事業所向け・企業向け研修の実施や市町村向けの事例検討、啓発イベントの開催、事例集の作成、圏域内の全事業所訪問など、各圏域の多様な取組を共有し、自圏域の取組の参考としていくことを確認した。

・第2回部会 7月25日(木) Web会議

各圏域権利擁護関連部会の令和6年度活動計画の確認に加え、令和6年度報酬改定により障害福祉サービス事業所等における虐待防止措置未実施の場合の減算規定が追加されたことを念頭に、各圏域の事業所における虐待防止措置の取組事例について共有を行った。

また、平成30年度に県が策定した「障がい者虐待が発生した場合に障害者福祉施設等がとるべき対応フロー図(虐待対応フロー図)」について、策定後6年が経過することから、内容の見直しを行った。

・第3回部会 10月10日(木)

第2回で確認した、虐待対応フロー図について、さらに見直しを行い、今後各圏域部会の意見を踏まえて完成させていくことを確認した。

今年度、令和元年度以来の集合開催となる県の障害福祉サービス事業所等の管理者向け障がい者虐待防止・権利擁護研修について、権利擁護部会員を通じて各圏域からグループワークのファシリテーターを選出するなど、部会としての協力体制について協議を行った。

各圏域における差別解消に関する取組状況や課題について共有した。また、県障がい者支援課の共生社会づくり推進員から、障がい者差別解消法の改正による合理的配慮の義務化に伴う地域協議会に期待される役割について情報提供を行った。

[3] 今後の予定

・第4回部会 令和7年1月23日(木) Web会議

差別解消に係る情報交換

令和6年度のまとめ

資料2

運営委員会の活動状況及び県協議会の取組について

令和6年度 長野県自立支援協議会運営委員会 上半期報告

[1] 今年度の目的

下記のビジョンに沿って、各地域の障がい者相談支援体制及び障害福祉サービスの整備及び質の向上を図るため、各地域の基幹センター設置推進、相談支援体制の機能強化に向けた各種テーマ《人材育成、療育、就労、地域移行、権利擁護、事務局体制、福祉計画策定等》ごとに地域の課題を把握・整理しながら協議及び情報交換を機能強化会議等にて行う。

令和6年度から8年度までの運営委員会のビジョン

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の推進（進捗管理・検証・計画）

- ・地域生活支援拠点等の機能強化
- ・重度障がい児者の支援（実践報告、圏域の福祉計画の進捗の共有の機会の企画）
- ・地域協議会の運営の後方支援

[2] 取組状況

・定例運営委員会の開催 月1回

第4回は機能強化会議・人材育成部会との合同開催とし、相談支援従事者研修指導者養成研修の復命を通して、地域で相談支援専門員を支え、育てる体制整備の重要性を再確認し、地域のOJT体制整備の整備と強化に向けて協議の機会とした。

また、福祉サービス従事者人材ビジョン（仮称）については来年度運営委員会を中心に検討予定とした。

・機能強化会議の企画・開催

第1回 5月17日（火）

テーマ：「令和6年度報酬改定のポイントについて～相談支援体制と地域生活支援拠点等～」

第2回 7月9日（火）

テーマ：令和6年度相談支援従事者指導者養成研修報告・圏域（地域）の人材育成について

・自立支援協議会（全体会）の開催

第1回 6月13日（水）

県自立支援協議会について、年間活動計画確認、幹事課からの情報提供・共有

・自立支援協議会フォーラムの企画・開催

令和6年9月17日（火）

テーマ『障害福祉計画・障害児福祉計画の推進に向けて』

【第1分科会】「重度障がい者の地域生活支援体制～強行動障がい実態調査に向けて」

【第2分科会】「共生社会の実現に向けて～気づいて動く地域づくり

～アンコンシャスバイアス（無意識の思い込み偏見）を切り口に～」

【第3分科会】「発達障がい支援体制の整備に向けて」

～発達支援体制を地域で整えていくために～

[3] 今後の予定

・定例運営委員会 月1回実施

障がい者相談支援体制等機能強化会議及び自立支援協議会（全体会）の企画・実施、「地域からの課題」についての検討、今年度のまとめ等

・機能強化会議の企画・開催 第3回 令和7年1月15日（水）

・自立支援協議会（全体会）の開催 第3回 令和7年3月11日（火）

テーマ 「重度障がい者の地域生活支援体制～強度行動障がい実態調査に向けて～」

情報提供① 「強度行動障がい者（児）の実態調査に係る市町村意向調査結果について」

長野県障がい支援課施設支援係長 青木孝史郎 氏

情報提供② 「地域のなかで共に生きるために」（強度行動障がい専門棟「すずらん棟」の紹介）

長野県西駒郷 管理部企画調整課長 宮田信子 氏

実践報告 「21歳男性の事例」

上伊那圏域障がい者総合支援センター 相談支援専門員 東松多恵 氏

グループワーク（各圏域毎、または近隣圏域毎）

- ・現時点での実態調査の様子・強行支援の実態と検討状況の共有
- ・今後の取組についての検討

情報提供①

「県内8割以上の市町村で全数調査は可能と回答、しかし支援体制の「課題」抽出については約7割の市町村が可能と回答し、全数把握より低い数値となった。市町村規模が小さくなるにつれて課題抽出の可能率が下がった。「実施不可」と回答する市町村も一定程度あった。対象児童についての調査は、者と同様の傾向が見られた。市町村ごとで見ると者よりも児について「課題抽出」の調査可能率が低くなった。」等の報告がされた。調査結果を踏まえた今後の対応について調査方法に対する助言や調査実施についての依頼も示された。また、参考資料として8市町村から提供された調査結果から考えられる今後の検討が必要な項目（案）が示された。

情報提供②

「西駒郷の在り方検討会」の検討から「すずらん棟」整備に至った経過をお話いただき、「すずらん棟」について具体的な説明をいただいた。最後に「地域のなかで重度障がい者の方の生活を支えるために出来る事」として、「児童期から家族も巻き込んだ早期支援の取組」「支援者の孤立防止も含めた支援チーム作り」、「圏域協議会を通じた課題共有と解決に向けた機能強化への取組（支援資源と人材の育成と充実）」、「法制度に縛られない柔軟な解釈や運用」「環境整備に係る財政支援の充実」が大事、という内容が示された。

実践報告

21歳男性、自閉スペクトラム症（療育手帳A1・障害支援区分6）の方の事例をもとに実践報告いただいた。相談支援専門員の立場から、重度障がいのある方の入所支援から地域生活へ移行する際、地域の支援事業所の協力を得ながら支援体制をどのように築き上げてきたか経過をお話しいただいた。経過のなかで家族の思いとその変化、行政の協力を得ながら支援体制づくりをしてきたなかで感じた苦勞、気づいた事（地域の協力体制の重要性・重度障がい者への支援力の向上が急務である事など）・成果を報告いただいた。

グループワーク

圏域毎、または近隣圏域毎でグループを作り、①現時点での地域の強度行動障がい実態調査の様子の確認、②強度行動障がいの方の支援の地域の実態と今後の取り組んでゆく具体的な内容について意見交換し共有していただいた。

体験型講座： 長野メディエーション研究所 依田哲郎氏

【2つの体験+α】

- ・「二足歩行者」には頭のつかえる入口
- ・聴覚障がい体験：口話を使わずに誕生日順に並ぶ「パースデーチェーン」



視野狭窄と肢体不自由体験：ピンホール眼鏡をかけて軍手をして折り紙で鶴を折るワーク

【体験を通したGWの感想】

- ・ゼロベースで伝えるのはやはり難しい。表現がとても大切。
- ・メモ帳やペンを常に持ち歩く
- ・グレイより黒の折り紙が折りやすかったという気づき、集中できたという感想があった反面、できなくてイライラした、すごく疲れたという感想もあった。
- ・確認作業が多くなった。
- ・残存機能を生かしてできるところまでの作業でいいのではないか。

不便を解消する道具を作成するのもいいのではないか。

- ・体験したことがない作業はとても難しいのではないか。

【講師から】まとめとして、自分の中にある偏見に気づくことの大切さへの言及

【全体会での呼びかけ】

- ・地域の中で無意識の偏見や思い込みがあることに気づいて、日々の業務の中で活かしていくことを期待する。
- ・障がい者が当たり前で暮らせる地域づくりをするなかで、様々な社会的障壁がある。今日の体験や気づきを通じて、圏域に戻った際に改めて確認いただきたい。
- ・体験内容を地域に持ち帰り、まずは自分を振り返り、研修ツールとしても使えるものとして、取組を進めてほしい（権利擁護）



テーマ「発達障がい支援体制の整備に向けて」

～発達支援体制を地域で整えていくために～

講義：社会福祉法人森と木 長野圏域発達障がいサポート・マネージャー 岸田 隆氏

【講義】

- ・地域での体制作りとして、発達障がいサポート・マネージャー、発達障がい情報・支援センター設置、サポーター養成講座、ペアレントメンター、発達障がい専門医・診療医養成、LD等通級指導教室の設置等の長野県の発達障がい関連施策の説明があった。
- ・サポート・マネージャーの業務としてはチーム支援が大事なこと、共通理解を図ること、支援方針を共有すること、キーパーソンの存在、育てる事等目指すあり方を共有した。
- ・体制整備の中で「いつか誰かがやってくれる」「県がやってくれる」ではなく、意識変革が大事。気付いたところ（学校・事業所等）は変わっていきける。
- ・チーム支援を地域の標準にするために、ケア会議・支援会議の標準化は大事。長野県はこれが出来ている。必要な力は専門性よりもまとめる力、交渉する力。
- ・地域の支援力向上に必要なことは行政の意識改革、民間のアイデアを施策化すること。
- ・Q-SACCSの活用。地域診断のツール。カタチにとらわれずそれぞれの町の取り組み方で地域を俯瞰する。地域診断を通して「いつ」「だれが」「何をする」まで決めて課題共有する事が大事。「こんなアイデア」と出し合う事が何よりも楽しい。

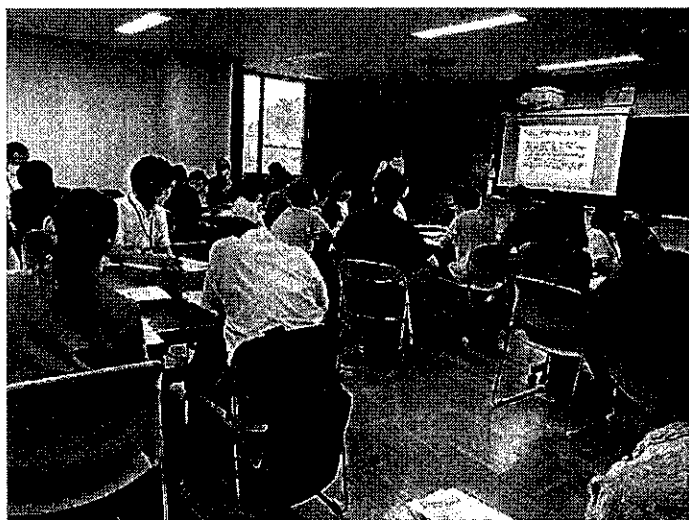
【グループワーク】

テーマ「地域課題をどうするか？～アイデアを出し合おう～」

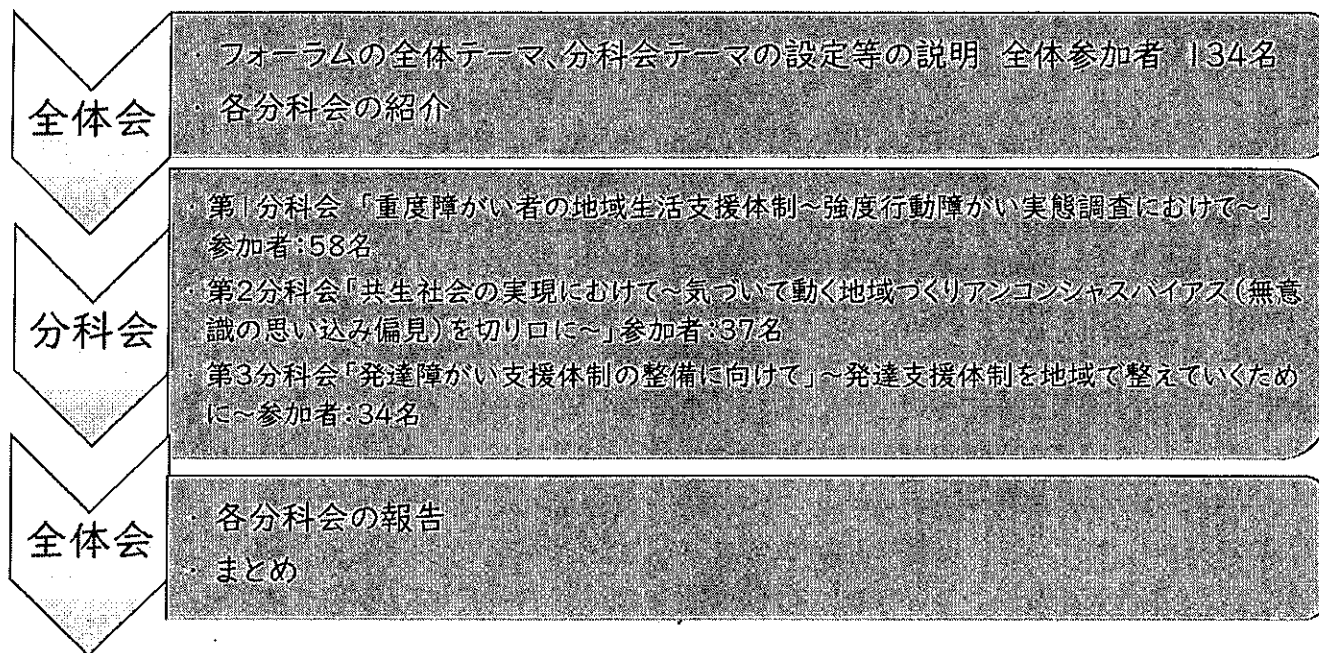
○強度行動障がいのある人の受け入れ先の確保を含めた地域の支援体制について

○インクルーシブ保育・教育における障がい福祉（児発・放デイ）の役割について

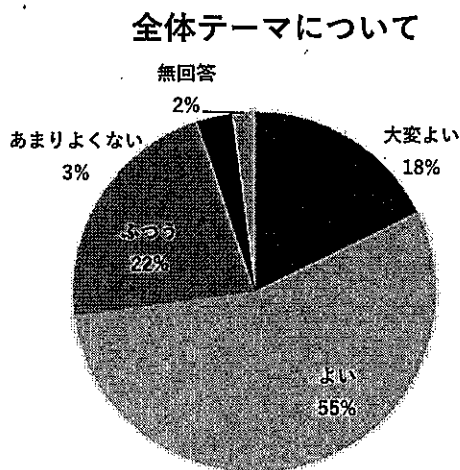
5グループに分かれ、上記2つのテーマのどちらかを話し合い、アイデア出しを行った。



令和6年度自立支援協議会フォーラム開催報告



参加者アンケート 集計結果 (N=96)



自由記述から抜粋

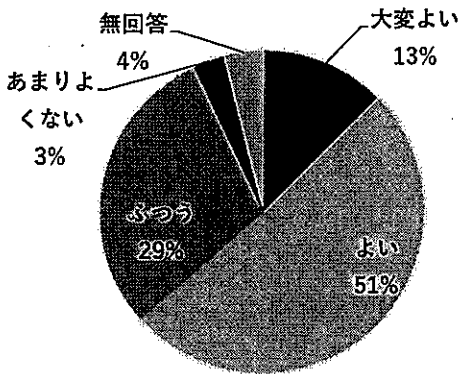
地域作り（障がい者支援）を目的としているため協議会のテーマとしてふさわしいと思う。計画は作成することが目的でなく、目標に向けて進めていくために必要なものとして、いかに活用し、検討を深めるかだと思う。こうやって具体的に深める場を作るとは良かった。

テーマについてより詳しい解説があると良かった。

- テーマについては、福祉計画がスタートする時点での設定として、好評だった。
- 昨年の反省から、分科会の時間をとるために、全体会（第一部）を分科会の紹介として時間を短縮したことで、テーマ説明の不足を感じたとの声もあった。

自由記述から抜粋

全体のプログラム構成について



流れがスムーズ、丁度いいタイムスケジュールだった。

全圏域からのアクセスを考えると、良い時間かと思う。(本音はもう少し分科会の時間があると良いと、いつも思っているが…)

分科会の時間が短くて残念。全県からの参加なので、あまり時間が取れないと思うが、何とかなんと良かった。

全大会のインパクトがサラッとしすぎていて薄いイメージ。

はじめとおわりに分科会の話共有できて良かった。

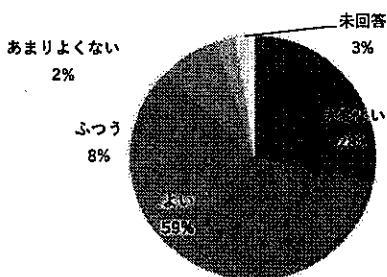
グループワーク前の時間が長すぎて、あまり話し合う時間がなかったと感じた。

各圏域、各協議会からの発信の機会を持たないか。

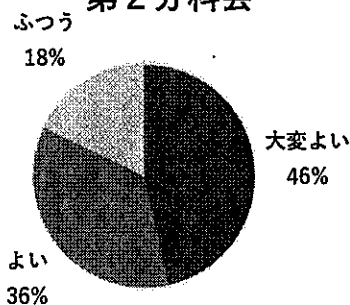
- 分科会の時間が短かったとの意見は今年度もあったが、全体のプログラム構成については64%から、大変よい又はよいとの回答を得られた。
- 県協議会では地域での協議のきっかけを作ることを目的としているため、ぜひ圏域（地域）で続きを協議いただきたい。併せて分科会の時間配分等も工夫をしていきたい。

分科会テーマについて

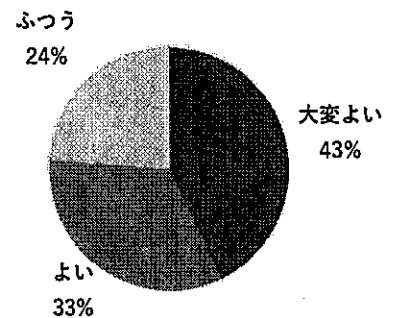
第1分科会



第2分科会



第3分科会



- 分科会のテーマ設定は、どの分科会も好評だった。
- 今後のテーマの希望から抜粋
 - ・テーマの継続性
 - ・強度行動障がいについて
 - ・地域移行、地域生活について
 - ・支援の隙間（移行期、余暇、インフォーマル資源など）

地域（自立支援）協議会の活動状況について

- (1) 飯伊圏域
- (2) 須高地域（長野圏域）

基幹相談支援センター設置について

1 検討経過

☆令和5年7月19日 医療福祉専門部会
・基幹相談支援センターについて説明

令和5年11月10日 南信州広域連合自立支援協議会
・南信州圏域における基幹相談支援センターの設置の検討について説明

令和6年2月5日 南信州広域連合自立支援協議会
・プロジェクトチームによる検討について提案

令和6年3月27日 第1回検討会議（令和6年度）
・コアメンバーの選任及びロードマップ案の作成について協議

令和6年6月5日 南信州広域連合自立支援協議会
・11月の本会で取組状況の報告やロードマップを示す

☆令和6年6月18日 医療福祉専門部会
・南信州圏域における基幹相談支援センターの設置の検討について説明

令和6年7月1日 第1回検討会議（令和7年度）
・スケジュール確認、先進地視察、ロードマップ案について協議

◎令和6年8月2日 法改正に伴う地域生活支援拠点等説明会の開催
・上小圏域基幹相談支援センター 所長 橋詰 正氏

令和6年9月9日 第2回検討会
・現状課題の確認及び今後の取組について検討

令和6年10月22日 第3回検討会
・飯田市こども発達センターひまわりの運営体制等について
・飯田市としての基幹相談支援センター整備の考え方について

☆は理事者への説明

2 現状課題の整理

- (1) 基幹相談支援センター機能強化事業補助金の申請条件として基幹相談支援センターの設置が必須
- (2) 現委託事業所に基幹相談支援センターとして追加された機能を求めても、人材不足のため業務を遂行できない状況。
- (3) 相談窓口の一元化が望ましいが、入所する建物等の課題解決には時間を有する。

3 今後の取組

- (1) 令和7年度中に基幹相談支援センター設置に向けた準備を進め、令和8年度に現状の体制での基幹相談支援センターの設立を目指す。
- (2) 相談窓口の一元化に向けた研究を深めていく

須高地域自立支援協議会とは…

個別の課題から考えられる地域の課題は何なのかを確認しながら、関係者、機関、団体等が課題や解決のために情報を共有し、必要な関係機関等とのネットワークの構築や課題解決に向けて協働してゆく場

全体目標

「障がいの有無に関わらず自分らしく安心して暮らすことができる須高地域をめざして」

須高地域自立支援協議会 組織図

【全体会】 全体協議 ※年2回程度

関係機関等の代表者が集まり、地域課題の確認や協議会の活動内容の確認・決定を行う

会長：須坂市健康福祉部長

副会長：須坂市福祉課長・小布施町健康福祉課長・高山村健康福祉課長

会員：須高地域自立支援協議会設置要綱第3条に定める機関等の代表者



【運営委員会】 ※月1回程度

協議会の全体調整・運営に関して協議する場。

専門部会等の進捗管理・協議事項や提出資料等への助言・調整等、全体会等の企画運営

委員：3市町村課長・係長、専門部会長、ワーキングリーダー、長野保健福祉事務所、事務局

【幹事会】 ※月1回

運営委員会の運営、地域生活支援拠点事業の協議・運営、県・市町村間の連絡調整

メンバー：
3市町村係長、長野保健福祉事務所、事務局



【専門部会、ワーキンググループ】 ※月1回～隔月1回程度

課題等の共有や整理、調査研究、関係機関等のネットワークの構築や協働を深める場。

部会員：設置要綱第3条に定める機関・団体、その他協議に必要な機関・団体



個別支援会議 等

資料 4

その他

- (1) 長野県発達障がい者支援対策協議会 各部会の主な取組
- (2) 特別支援教育課からの情報提供
- (3) 長野県総合リハビリテーションセンターからのお知らせ
- (4) 今後の予定について

長野県発達障がい者支援対策協議会 各部会の主な取組

連携・支援	主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○幼児教育・保育・学校等のすべての教員や各種相談担当者の基礎的知識と対応力の向上 ○リーフレット「早めの気づき適切な学び」の学校等を通じた周知
	R6の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの発達特性に応じた支援をするために必要な諸検査の実施状況や受診状況について、各圏域の実態をサンプル調査する。 ○教育現場での合理的配慮の理解を促進するために、リーフレット「早めの気づき適切な学び」の効果的な活用方法を検討する。
自立・就業	主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○一般就労を視野に入れた働く職場の拡大、司法分野の理解力向上 ○「触法」に関する課題への対応 ○司法・警察関係者に対する研修や情報交換
	R6の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○高校生自身が生活の中で感じている困り感や生きづらさを言語化し、自己理解を促すことができるよう、先生と生徒の間で使用するコミュニケーションシートの作成
普及啓発	主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○発達障がい者やその家族に対する、周囲のフォロー体制の充実・理解の促進 ○医療・教育・福祉の合同研修会開催、発達障がい啓発週間の広報
	R6の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○今の時代にマッチした「発達障がい」の普及啓発の具体的な実施方法を検討 ・ペアレント・メンター及びサポーター養成講座の見直し ・警察等の司法機関や行政職員への正しい理解の普及 ・発達障がい啓発週間の取組内容アイデア出し
診療体制	主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○専門医の養成・確保等による診療体制の充実 ○LDへの対応 ○医療から教育への助言、教育から医療への情報フィードバックの方法の検討 ○移行期支援（トランジション）問題に対する検討
	R6の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○住み慣れた地域で発達障がいの診療を受けられるようにするために、発達障がいの専門的な診療ができる医師の養成を継続して行う。 ○発達障がいを診療する精神科医を増やすためのアプローチ方法を協議する。 ○LDの診断がある子どもの支援について、医療から保護者を介して学校へ伝達する際の効果的な方法を検討する。

連携・支援部会 令和6年度の方向

部会長 高橋 知音

- 令和5年度の取組
 - 1) リーフレット(「早めの気づき適切な学び」)に関わること
 - ・合理的配慮の現状、課題の把握と理解啓発の方法検討
→学校教育における合理的配慮の理解、周知は一定程度図られている。
 - ・一部、保護者に誤認や懸念が生じていたり、特に特別支援教育と関わりが少ない高校において学校・教員の理解が十分でなかったりするため、再周知を行った。
 - 2) アセスメントから支援のスムーズな実施に関わること
 - ・教育側からの情報提供方法の提案
→「学校から医療機関への学習に関する情報提供案」の周知。周知に当たっては、説明の仕方や、問い合わせへの対応の仕方についても検討。令和6年度から特別支援教育課主催の教員研修の機会に情報提供や説明をしていく予定。
 - LDの疑いをもったときに整理するツールとしても有効であり、関係機関での情報共有にも使えるため、Q&Aや記入例、書き方の補足を示し、医療機関等関係機関等、学校教育機関以外にも周知した。

- 今後の方向性
 - ・成果物の周知、啓発は普及啓発部会と連携して役割を整理、棲み分けする。
 - ・教育に比重を置いてきた経緯を踏まえ、以下の議論を継続。
 - 合理的配慮の理解を進めるための具体的な対策
 - アセスメントから支援のスムーズな実施に関わる議論の継続議論による医療側、教育側、それぞれへの情報提供やフィードバック方法の提案検討

上記に加えて、支援者が共通認識できる手立て、学齢期の子を持つ保護者へ直接情報を伝える仕組み、小、中、高の支援のつながりや体制づくり、部会として必要な情報を集める際に課題となることを明らかにするなど、検討を進める。

- 令和6年度に取り組みべきこと
 - 合理的配慮の理解を進めるための具体的な方策について
 - ・「早めの気づき適切な学び」リーフレットの周知の継続と活用状況の把握
 - ・学校教育において合理的配慮を推進するための具体的な手立てについて(上記を優先的に取組み、以下は次年度以降継続した推進も想定して進める)
 - ・合理的配慮に関する県民向けの情報発信、コンテンツ作成
 - ・高校入試における合理的配慮に関する課題を共有し、部会としてできることを協議(本人・保護者、学校へ必要な情報の伝わりにくさ等)
 - アセスメントから支援のスムーズな実施に関わること
 - ・「学校から医療機関への学習に関する情報提供案」の周知の継続と活用状況の把握
 - ・発達障がい情報・支援センターと連携し、合理的配慮の根拠となる検査体制の整備、検査者のスキルアップのための研修体制づくり
 - ・心理検査等の実施に関わる実施把握の方法の検討
 - ・医療機関における検査や診断結果を学校へ情報提供する際の効果的な方法の検討(診療体制部会との合同部会)

自立・就業部会 令和6年度の方向

部会長 宮尾 彰

- 令和5年度の取組
 - アセスメントツール策定に向けた協議
発達障がい当事者の中には成人するまで周囲も本人も障がい気が付かない例もあるが、障がいが原因で社会に出てからつまづいて、中にはひきこもりになるなど二次障害のリスクもあることから、早期発見・早期対応が重要である。
 - そこで、より早期に支援機関に相談し、必要な支援を受けられるよう、生活の中で感じる困り感や生きづらさを言語化し、「気づき」を促すことができる部会独自のアセスメントツールを作成することとし、4回の部会を通して必要な検討を行った。

<整理された観点>

対象者	16～18歳の高校生年代(発達障がいの診断の有無は問わない)
利用者	・原則当事者が活用 ・本人の希望に応じて、保護者や支援関係者も応用可能
協力先	①定時制高校、②通信制高校、③全日制高校、④フリースクール (R6は試行段階であるため、広く公募等は行わず、個別に協力依頼をする)
アプローチ	チェックリスト(特性発見)とプロトタイプ(相談先提示)の2タイプを作成

- 今後の方向性
 - 令和6年度の上半期でアセスメントツールを完成させ、下半期で試行的に高校など活用してもらうことを目指す。来年度以降高校などからの活用状況のフィードバックを受けて改良検討を重ね、活用先も拡大させていく。

- 令和6年度に取り組みべきこと
 - 上述のとおり、年度の上半期でアセスメントツールを完成させ、下半期で試行的に高校などに活用してもらうことを目指す。それに向けて、4回の部会で以下の点について協議する。

<協議事項>

- ・アセスメントツールの内容
- ・協力先となる具体的な高校
- ・高校への協力依頼方法
- ・試行結果を踏まえたアセスメントツールの改良検討

普及啓発部会 令和6年度の方角

部会長 新保文彦

- 令和5年度の取組
 - 医療と教育と福祉の合同研修会を開催（8月27日（日））
 - 合同研修会の初期に行った「学校を知らう」をテーマにシンポジウムを開催
 - Web配信のため、広範囲な地域から401名の参加者があり（+YouTubeでのオンデマンド配信の視聴回数275回）
 - 発達障がい啓発週間（4月2日～8日）の取組について検討
 - 発達障がい啓発週間（4月2日～8日）の取組についてアイデアを出し合い、以下の取組を実施した。
 - 「アルクマ&結」ピンバッジの作成
 - 阿部知事と本田センター長の対談動画の配信（「結&アルクマ」ピンバッジを着用）
 - SNS発信を通して、発達障がいに関する情報を啓発
 - 県庁1階ロビーにてブース展示
 - 発達障がい者サポーター養成講座のあり方について協議
 - 発達障がい者サポーター養成講座の課題を共有し、テキストの内容、講座の開催方法、講座の周知について意見を申し合う
 - 発達障がいペアレント・メンターの活用について協議
 - 発達障がいペアレント・メンターの養成研修や派遣の状況等の課題を共有し、解決策について意見を申し合う
 - 発達障がい情報・支援センター、次世代サポーター課及び普及啓発部会の役割分担の明確化
 - 普及啓発の役割を担う「発達障がい情報・支援センター」が令和5年度に開所したことを受け、普及啓発部会との役割分担を明確化
 - 今後の方向性
 - 今の時代にマッチした「発達障がい」の普及啓発の方法を部会員、協力部会員、事務局と短期・中期・長期の視点から考え、具体的な実施方法等を提案する。

- 令和6年度に取り組むべきこと
 - 発達障がいペアレント・メンターのシステム等の見直し
 - 発達障がい者サポーター養成講座のシステム等の見直し
 - 発達障がい啓発週間（4月2日～8日）のアイデア出し

診療体制部会 令和6年度の方角

部会長 稲葉 雄二

- 令和5年度の取組
 - 発達障がい診療地域連絡会
 - 各圏域において、医療・教育・福祉等の支援者を対象に、各所がその地域の実情に即した事例検討会や研修会を開催した（9圏域で延べ16回開催）。1圏域で複数回開催する圏域が増え、それに伴い回数も増加した（前年度：10圏域で12回）。また、コロナウイルス感染症が5類に移したことで、うち15回が集合形式での開催となり、地域支援者間の顔の見えり関係作りの機会になった。連絡会のテーマとしては、「LD」「他機関との連携」「ゲーム依存」等を取り上げた圏域が多く、また、アンケート結果では、受診待機期間、精神科への移行、保護者の理解が得られないといった感想や課題が多く挙がった。内容には圏域ごとの特色があるものの、挙げられた課題は共通するものがあり、改めて課題解消につながる取組の必要性を認識した。
 - 発達障がいかかりつけ医研修
 - 令和5年度は11月19日（日）にオンラインで開催し、計61名が参加した。内容は、「発達障がい者支援研修復命講義」、その後、「長野県発達障がいサポーター・マネージャー」及び「長野県発達障がい情報・支援センター」についての情報提供の時間を設け、県の発達障がい支援体制について学びの機会となった。
 - 発達障がい診療人材育成事業
 - 令和5年度は新たに6名を「長野県発達障がい専門医」として認定した。
 - しかし、医師の数は限られているため、医師やコメディカルがトリアージを行い、優先順位をつけ診療するなど医療機関ごとに工夫して対応しているが、医師不足や医師の偏在等の根本的な課題解決には至っていない状況。引き続き、信州大学医学部を中心に事業を進めていく。
 - LDへの対応
 - 保護者から学校へ情報伝達する際、保護者から得た情報を咀嚼し学校に提出したり、校内のコーディネーターや関係機関との連携を行う「医療分野と教育分野の支援者等」がチームのような形で介入できるとよいこと、また、そのための支援体制について協議を開始。
 - 今後の方向性
 - 医師の人材育成・受診待機期間問題の解消
 - 住み慣れた地域で発達障がいの診療を受けられるよう、引き続き、発達障がいの専門的な診療ができる医師の養成を継続する。
 - 移行期支援
 - 発達障がい診療における精神科医の参画が課題。精神科医に部会へ参加してもらい、発達障がいを診療する精神科医を増やすためにアプローチ方法を協議する。
 - LDへの対応
 - 診断後、保護者から学校へ情報伝達する際の支援体制について、連携・支援部会と連携しながら検討する。
- 令和6年度に取り組むべきこと 上記について順次進める。

令和6年度発達障がい地域支援ステッピングアップ研修実施要領

1 目的

長野県では、乳幼児期から成人までの各年代を通して、発達障がい児者に適切な支援が提供できる体制のあり方を検討するとともに、発達障がい児者の支援に関わる者の対応力向上や地域と連携した体制の中核となる人材の育成を目指しています。

そこで、発達障がい児者の支援に関わる者が、地域連携のあり方を学び、各地域で中核的存在として活動するため、また、発達障がいサポーター・マネージャー業務の理解を促進するために研修を開催します。

2 主催

長野県発達障がい情報・支援センター

3 日時

令和6年12月21日(土) 13時半から16時半

4 場所

塩尻総合文化センター 大会議室
〒399-0738 塩尻市大門七番町4番3号 電話：0263-54-1253

5 対象者

福祉、教育、医療、保健、司法、行政、労働などの分野で、発達障がい支援に関し、概ね5年以上の経験のある者

6 内容

内容 時間	内容	講師等
1 説明	趣旨説明・長野県発達障がい情報・支援センターの説明	副センター長 宮内かつら氏
2 説明	行政説明 「長野県発達障がいサポーター・マネージャー整備事業について」	長野県県民文化部こども若者局 次世代サポート課
2 講義	講義(ビデオ) 「発達障がい者支援に係る地域支援システムづくりについて」	センター長 本田秀夫氏 (ビデオ登場)
3 講義 及び活動 報告	「地域連携における発達障がいサポーター・マネージャーの役割」	松本圏域 発達障がいサポーター・ マネージャー 新保文彦氏 長野圏域 発達障がいサポーター・ マネージャー 岸田 隆 氏
4 演習	個人ワーク・グループワーク	
5 まとめ	アンケート記入	

7 申込方法

下記URLまたは二次元コードからお申込みください。お申し込み後すぐに自動返信メールが届きますので、必ずご確認ください。メールが届かない場合は、アドレス等をご確認いただき再度お申込みください。それでも届かない場合は、センターにご連絡ください。

<https://forms.gle/PAt4EosVji7aMBu7>



8 申込期限

令和6年 12月9日(月)

9 研修受講証明書の発行【注意】

名簿登録に同意される方には研修受講証明書を発行します。

※本研修を修了していることは、長野県発達障がいサポーター・マネージャーの選定に係る応募要件となります。今後応募を検討される場合は、研修受講証明書の発行が必須となりますので、ご注意ください。

10 受講者名簿

本研修を受講し、研修受講証明書の交付を受けた方の名簿は長野県次世代サポート課及び長野県保健・疾病対策課に提出しますので、ご承知ください。

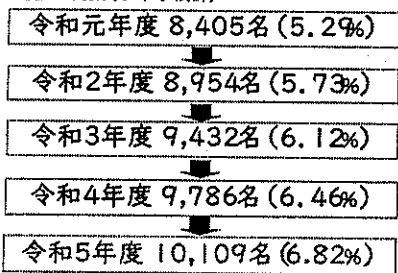
11 問い合わせ先

長野県発達障がい情報・支援センター 電話 0263-37-2725 (平日9時～16時)

(1) 発達障がい等の診断のある児童の在籍学級

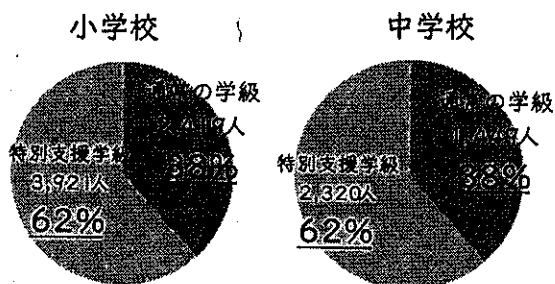
小・中学校における発達障がいのある児童生徒

医師の診断や臨床心理士、児童相談所等の専門機関の判定を受けている児童生徒数(小中学校計)



令和5年度 発達障がいに関する実態調査の結果より(長野県調査)

発達障がい等の診断のある児童の在籍学級



令和5年度 発達障がいに関する実態調査の結果より(長野県調査)

○通常学級の児童生徒の中で、LD等通級指導教室・ことばの教室を利用する児童生徒の増加。

○令和6年時点のLD等通級指導教室・ことばの教室の設置状況

	利用児童生徒数	設置校数	サテライト教室数
小学校	1,906人	50校 79教室 (LD) 38校 48教室 (ことば)	64教室 (LD) 13教室 (ことば)
中学校	648人	28校 44教室 (LD)	41教室 (LD)

(2) 障がいの状態と異なる教育対応

○特別支援学校判断の児童生徒が、通常の学級や特別支援学級に就学する場合もある。

(3) 特別支援学校のセンター的機能

「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」(H17.12.8 中央教育審議会)

【センター的機能に関する6項目】

- ① 小・中学校等の教員への支援機能
- ② 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
- ③ 障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能
- ④ 福祉、医療、労働などの関係機関との連絡・調整機能
- ⑤ 小・中学校等の教員に対する研修協力機能
- ⑥ 障害のある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能

【教育相談】

○特別支援学校の担当教員が、小中高等学校で学ぶ障がいのある児童生徒への支援について、学級担任、特別支援教育コーディネーター、保護者、本人等へ助言を行う。

○R5年度実績：約 36,000 件（1校当たり約 2,000 件）

○主な教育相談内容

小	・通常学級に在籍する不応児児童生徒への支援（対人関係、学習面）
中	・授業のユニバーサルデザイン化
高	・発達検査の実施や結果分析
幼	・個別の教育支援計画の作成
保	・就学に関する保護者向け研修会の講師依頼
その 他	・研修会の講師依頼（受講者：児童クラブ職員、支援員、看護学生、保護者）

【小中学校特別支援学級への巡回相談支援】

○特別支援学校の担当教員が、特別支援学級担任に対して巡回相談支援を実施。

特別支援学級担任の専門性の向上、画工体制の充実を図る。

※ 自閉症・情緒障害特別支援学級、当該障がい種に係る指導経験 3 年未満

※ 特別支援学校判断の児童生徒が在籍する学級の担任 等

(4) 市町村小中学校等における医療的ケア

○「特別支援学校医療的ケア基本研修」（県教委主催）を小中学校等で医療的ケアに係る職員に対して実施。令和 5 年度は 4 市町村より 6 名が参加。

○教育支援体制整備事業補助金（文科省事業）

学校における医療的ケアの環境設備の充実を図るため、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアを行う 看護師の配置に係る経費の 1 / 3 を補助。

<実績：教育支援体制整備事業補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）の対象>

年度	市町村	学校数	医ケア対象 児童生徒数	看護師数
令和元年度	12	28	35	56
令和2年度	12	36	46	70
令和3年度	18	44	54	87
令和4年度	20	50	58	87
令和5年度	17	51	62	97
令和6年度	17	55	68	105

令和6年度 長野県自立支援協議会 開催予定日

開催月	開催日	開催時間	開催方法
3月	11日(火)	13:30 ～ 15:30	集合

令和6年度 障がい者相談支援体制等機能強化会議 開催予定日

開催月	開催日	開催時間	方法・場所
1月	15日(水)	13:30 ～ 15:30	松本合同庁舎 講堂

テーマ(予定)

「障がい者の地域生活を応援する地域生活支援拠点の強化に向けて」
～市町村・拠点コーディネーター・基幹センターの役割とは～

参集範囲(予定)

地域生活支援拠点コーディネーター、市町村、基幹相談支援センター、障がい者総合支援センター(地域自立支援協議会事務局)、主任相談支援専門員、保健福祉事務所等

地域からの課題

提出期限	提出方法
令和6年11月29日(金)	事務局宛てメール提出 fuku-shakai@pref.nagano.lg.jp



FAX

ご希望に沿った最適なサポート方法を提案したいので、
あなたの事をお聞かせください



ご相談者・続柄

氏名 () 本人
 家族 親戚 友人・隣人 病院関係者等)
 ご本人でない場合の相談者氏名 () ←

1 当センターの事を何で知りましたか？
 ポスター パンフレット 病院等からの勧め 知人からの口コミ
 インターネット SNS その他 ()

2 『免許取得訓練』を希望されますか？ これから運転免許証を取りたい方
 はい いいえ

3 『習熟訓練』を希望されますか？ 免許証は持っているけど運転に不安がある方
 はい いいえ

3が「はい」の方、自動車運転再開にあたって、確認させてください

(1) 運転免許証の有効期限はありますか？
 はい いいえ

(2) 現在のお体の状態を教えてください
 右手(足)が麻痺又は筋力低下又は欠損している
 左手(足)が麻痺又は筋力低下又は欠損している
 両手(足)が麻痺又は筋力低下又は欠損している

4 運転訓練についてご質問がございましたらご記入ください

ご回答ありがとうございました。
お電話・FAX・郵送にて回答いただいた方には、受け取り次第、当センターの担当職員から折り返し問い合わせさせていただきますので、ご連絡先および連絡方法を併せてお知らせください。

《ご希望の連絡方法》

<input type="checkbox"/> 電話番号	<input type="text"/>
<input type="checkbox"/> FAX番号	<input type="text"/>



本様式については、当センターのホームページからダウンロードできます。右のQRコードからアクセスできます。 <https://www.nagano-reha.pref.nagano.lg.jp/shikkan/unten/kunren>

障がいのある方へのお知らせ 車の運転をサポートします



長野PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

こんな事ありませんか？

障がいがあるけど、
車の運転がしてみたい…

- ♡通勤に使いたい!
- ♡買い物に行きたい!
- ♡好きなところへ旅したい!



(当センター訓練場にて)

当センターの訓練対象者は「**身体障害者手帳**」をお持ちの方や、**高次脳機能障害**と診断された方です。

まずはお問い合わせください



しあわせ
信州

長野県立総合リハビリテーションセンター

〒381-8577 長野市大字下駒沢618-1



電話番号 026-296-3953 (地域連携課)
 FAX 026-296-3943
 Eメール reha-shien@pref.nagano.lg.jp

公式ホームページ



令和6年4月発行

県立総合リハビリテーションセンターを利用すれば、あなたに合った運転訓練プランを提案します。

- 免許を取ってみたい・・・
- 免許はあるけど病気やけがによりしばらく運転していない・・・

○サポートの概要

- ・通所・入所が選択できます
- ・自動車教習所では難しいと思われる方でも、運転や学科に自信のない方でも、経験を積んだ自動車訓練指導員が、個々の事情に合わせてきめ細やかな対応をしています
- ・医師・看護師・OT(作業療法士)・PT(理学療法士)・ST(言語聴覚士)・生活支援員を配置しているので安心して生活できます(車椅子からの移乗訓練や、車椅子を車に載せる訓練もしています)
- ・安定して運転ができる補助装置などが用意してあります
- ・免許取得訓練希望者の運転免許試験は、**全て免許センターの「外来試験」**で受けます。合格となる技術に達するまで、時間をかけて訓練を積むことができます
(2か月～1年以上、自動車学校の3倍から12倍以上の時間)
その分、**運転技術はお墨付き!**です

県立総合リハビリテーションセンターの教習車で練習できる障がい部位

①右手	②左手	③両足	④右足	⑤左足
⑥右手右足	⑦右手左足	⑧左手左足	⑨左手右足	

注：障がいの程度によってはサポートできない場合があります。



当センターの教習車



学科を勉強する部屋



路上訓練風景
(パーキングチケット)



手動操作時に、足が宙に浮いて体が不安定な方でも、安定して運転ができる足台がいくつかあります

○習熟訓練※1)一連の流れ(例) ※1)免許は持っているけど運転しやすい改造車に慣れるための訓練



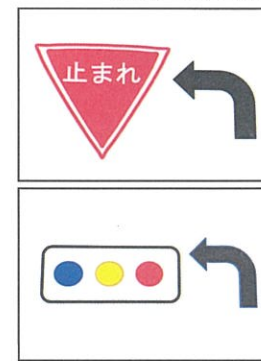
●例えば、習熟訓練をされている方の一日のスケジュール

6:30	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	21:00
起床・準備	朝食	運転	PT	OT	昼食	パソコン	軽作業	ST	入浴・洗濯	夕食・運動	就寝	

●例えば、免許取得訓練※2)をされている方の一日のスケジュール ※2)運転免許証を取りたい方の訓練

6:30	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	21:00
起床・準備	朝食	運転	パソコン	学科	昼食	学科	PT	運転	入浴・洗濯	夕食・自習	就寝	

<障がいのある方に配慮した訓練例>



言葉が聞き取りにくくてもコミュニケーション手段がある(イラストカード)



訓練中はエアコンの吹き出し口付近にカードを出す

<車椅子を積み込める改造例>



後部座席に積む(リアシート前) 車の屋根に積む 車の後部トランクに積む

免許取得訓練利用者様からのメッセージ

私は今より行動範囲を広げたいと思い、運転免許取得を目標に入所しました。地元を離れ新しい環境下で、生まれて初めて経験する車の運転に、不安でいっぱいでした。当時、腕力が足りなかった私は、片手でのハンドル操作も厳しい状況であり、伸び悩んだこともありましたが、しかし、どんなにうまくいかなくても、私の心を奮い立たせたのは、自らの手で運転する楽しさを実感したからです。そして、いつも親身に対応してくださる先生方の温かいご指導、ご配慮をいただき、念願だった運転免許を取得することができました。免許証を手にしたときは、涙が出るほどうれしかったです。また、年齢問わずたくさんの方々との関わり、何度も元気づけられました。県リハで過ごした毎日がかけがえのない宝物です。これからも、目標に向け邁進していきたいです。マイカーが来るのを心待ちにして・・・遠くまで送迎してくれた父母に、そしてなによりお世話になりました自動車科の先生方ならび、職員の皆様にも心より感謝しております。本当にありがとうございました。

私が入所を始めたのは高校を卒業してからで、高校の頃から運転免許を取得したいと思っていて入所した一番の目的は免許取得でした。最初は自分で車を運転するというのが信じられませんでした。初めて車を運転したときはとても怖くて不安でしたが、自分で運転しているということが実感できてうれしかったです。毎日練習していく中で、最初はできなかったことができるようになったり、教習の時間が楽しかったです。うまくいなくて嫌になったこともあったり、試験で失敗したこともありましたが、諦めなくて本当に良かったと思います。7か月間、夢を叶えるため1日1日が充実していました。最後まで諦めずに夢を叶えられたのは周りの人々の支えがあり、叶えられたことだと思います。自動車科の先生、支援員の方、家族や友達、支えてくださった方に感謝です。現在は、車も購入し通勤で使用しています。まだ少し不安な気持ちもありますが、慣れてきたら色々なところで自分の車で行きたいと思っています。車を運転していると教習のことを今でも思い出します。これから、運転も楽しみながら仕事も頑張りたいと思います。お世話になりました。ありがとうございました。

障がい者支援施設

◇◇◇ リハビリテーションの理念 ◇◇◇
 失ったものを取り戻そうとすることではなく、新しい能力を開発し、新しい人生を創造することと考えます。

【施設目的】

障害者総合支援法に基づき、身体障がい者、視覚障がい者、高次脳機能障がい者の方に、自立訓練や職業訓練、日常生活訓練等の各種リハビリテーションを提供し、社会生活や家庭生活に復帰することを目的とします。

【定員80名】※ 通所でもご利用できます。

- 昼間実施サービス
 - 自立訓練（機能訓練）・・・62名
 - （生活訓練）・・・6名
 - 就労移行支援・・・6名
 - 生活介護・・・6名
- 昼間実施サービス以外のサービス
 - 施設入所支援・・・60名
 - 短期入所・・・4名

【主な対象者】

- 身体障がい者手帳をお持ちの方（特に肢体不自由・視覚障がい）
 - 高次脳機能障がいのある方（精神障がい者保健福祉手帳（診断書））
- ※事前に市町村への申請（障がい福祉サービス受給者証）が必要です。

【利用料の概要】

- 障害者総合支援法に基づく利用負担金（定率1割負担）
 利用者ご本人又はご家族の収入等に応じて、一部又は全額の減免措置がありますので市町村の障がい福祉担当課へご相談ください。
- 食費及び光熱費（上記の利用負担金以外の費用）
 朝食415円/食、昼・夕食各508円/食、光熱費394円/日
- インターネット料金（希望者のみ）
 49円/日
- 理美容（希望者のみ、1回/月実施）
 施設棟へ専門業者が出張で来てくれます。
 カット1,300円、顔剃り500円（女性のみ）
- 自動車運転免許費用（受験料等）
 自動車訓練のための費用は不要ですが、免許取得時の免許センター受験料等は自己負担になります。

【アクセス】

- ◆ 電車
 「JR三才駅」から徒歩20分。
- ◆ バス
 長野駅方面から長野電鉄バス「三才線」乗車。
 「リハビリセンター」にて下車。
 バス停より徒歩約100m
- ◆ 高速道路
 上信越自動車道「須坂長野東インター」から
 村山橋経由で約15分。



詳しくは、長野県立総合リハビリテーションセンターのホームページをご覧ください。

長野県立総合リハ **検索**

画面の左側にある「障がい者支援施設」をクリックしてください。不明な点がございましたら、お気軽に「地域連携課」までお問い合わせください！

チャレンジしてみませんか！

長野県立総合 リハビリテーションセンター 障がい者支援施設

☆☆☆ できることが増えるって素晴らしい！！ ☆☆☆

日常生活そのものが訓練です。年齢に関係なく、同じような障がいをお持ちの方々が、励まし合いながら、少しずつ、できることを増やしています。



ご利用に当たっての相談は・・・
地域連携課までご連絡ください。

〒381-8577 長野市下駒沢618-1
 TEL: 026-296-3953 (代表)

代表電話にお掛けいただき「地域連携課」をお願いしますとお伝えください。

主な活動内容

機能訓練…理学療法(P T),作業療法(O T)

原則として、平日は毎日、理学療法・作業療法を行います。
生活介護の方は2回/週、就労移行支援の方は機能維持に必要な範囲で訓練を行います。
※言語聴覚訓練については併設する病院での訓練となります。

職業訓練…

自動車運転科(習熟訓練・免許取得訓練・Ar(短期運転訓練)),
経理事務科(PC基礎),電算事務科(PC応用、Office関係やイラストレーター等),能力開発科(手工芸・軽作業・個別訓練)
希望する生活や身体能力に応じて必要な訓練を行います。
Arとは、運転に対する「不安(Anxiety) 解消(relief)」を目的とした短期集中型の運転習熟訓練です。
ドライビングシュミレーターによる評価、訓練を令和元年初以降導入。

視覚訓練…

途中で視覚障がいになられた方に、歩行、コミュニケーション、日常生活の各訓練を行います。

高次脳機能障がい者支援…

身体障がいは軽度でも高次脳機能障がいをお持ちの方で、就労を目指す方、社会生活を営むことができることを目的とする方に、模擬会社「ふるさと社」活動を通して、記憶・注意・遂行機能・社会的行動障がいに対する訓練を行います。

就労移行支援…

必要な機能訓練や職業訓練を行いながら、ハローワークへの登録、職場体験など関係機関と連携し、就労に向けた支援を行います。

健康管理(看護師24時間体制)・心理相談…

健康チェック、保健指導、医療機関への受診調整を行います。
必要があれば併設する病院に定期的に受診できます。また、希望により心理相談員による面接を行います。

社会適応訓練・クラブ活動等…

必要に応じて、社会生活技能・知識を習得するため、施設外における公共交通機関を利用した移動訓練や事業所見学等を行います。
また、クラブ活動等として、カラオケ、折り紙、押し花、動物訪問などを行います。

レクリエーションスポーツ(レクスポ)訓練…

隣接するサンアップルを利用して、ニュースポーツやレクリエーションを週1回程度、グループごとに行います。

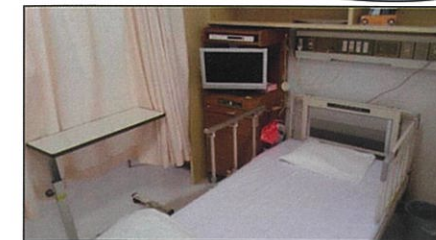
生活支援・相談…

日常生活(入浴・更衣・食事・排泄等)支援のほか、障害年金など様々な申請手続の相談、住環境整備のための家庭訪問、職場復帰に向けた職場との連携なども行います。

1日の流れ

時間	日 課 内 容
6:30	起床(更衣も訓練です。必要に応じて介助をします。)
7:45	朝食
9:00	午前の主な日中活動 <ul style="list-style-type: none"> 健康チェック(血圧,体重,体温,脈拍等) 機能訓練、生活訓練、職業訓練 一人ひとりに合った訓練内容と訓練時間で進めます。 入浴(介助が必要な方)(火・金の週2回) 9:00から女性、その後男性となります。 自力で入浴ができる方は、火・金以外はシャワー浴となります。
11:45	昼食 季節折々の行事食メニューやお楽しみメニューで、彩りを添えています。
13:00	午後の主な日中活動 <ul style="list-style-type: none"> 機能訓練、生活訓練、職業訓練 クラブ活動 レクリエーションスポーツ訓練(木) 入浴(介助が必要な方)(火・金の週2回)
16:00	女性入浴(自力で出来る方) ~ 18:00
17:45	夕食
18:30	男性入浴(自力で出来る方) ~ 20:30
21:00	消灯(更衣も訓練です。必要に応じて介助をします。) ※食事は、お一人ひとりの栄養管理に沿って提供します。3食とも原則食堂で召し上がっていただきます。 ※看護師を含む夜勤者が、21時、23時半、3時、6時半に巡室します。

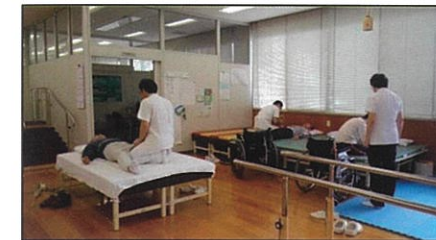
写真で紹介



居室(2人用),ショートステイ(4人用)



健康管理室



理学療法(P T)室



作業療法(O T)室



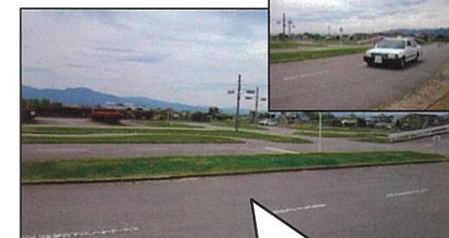
大浴場



洗い場付 浴槽



食堂



自動車訓練場



トイレ

当施設の特徴! : 障がい福祉サービスで自動車運転訓練(習熟・免許取得)ができる県下で唯一、全国的にも数少ない施設です。脊髄損傷、片麻痺などの方が、専用の改造車で訓練しています。

将来への不安や悩みをお持ちの障がい者の方が、当施設を大勢ご利用されています。今後の不安や悩みに対し、職員(生活支援員、理学療法士、作業療法士、看護師、訓練指導員等)一同心を合わせ、利用者に常に寄り添いながら、社会復帰や機能回復を支援します。

ここでの訓練が、復帰後の実生活に活かされ、新たな生きがいや楽しみを見つかるきっかけとなれば、幸いです。